

鉄虎堂電子拾遺 4

丸吉皆川家日誌 明治三年

佐藤大介 編・著

本書（PDFファイル）の利用にあたって

- 1、本書の著作権者は佐藤大介です。
- 2、本書に用いられている情報を利用する場合、書誌情報および掲載URLの表示をお願いします。
また、本書の情報を再利用する場合には、機械的な解析処理等に用いる場合を除き、改変を認めないものとします。
商用利用についても認めないものとします。
- 3、本書の印刷・出版に関する著作権は、編者に属します。本PDFファイルの組み版のまま、およびテキストデータを抽出して別途版下を作成し、印刷・頒布・出版することは認めません。
- 4、本書の内容を用いた学術、教育、文化活動などで成果物を出された場合、1部の提供をお願いいたします。

*クリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY-NC-ND

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>

鉄虎堂電子拾遺 4

丸吉皆川家日誌 明治三年

発行日 二〇二〇年三月三十一日

発行者 佐藤大介研究室

〒九八〇―八五七二

宮城県仙台市青葉区荒卷字青葉四六八―一

東北大学災害科学国際研究所 佐藤大介研究室

〇二二―七五二―二一四三

dsato@irides.tohoku.ac.jp

編著者 佐藤大介 青葉山古文書の会

制作所 蕃山房

*本書は、文科省科研費・基盤研究（B）課題番号19H01293

（研究代表者・佐藤大介）による成果の一部である。

鉄虎堂電子拾遺

丸吉皆川家日誌 明治三年 目次

本書の利用にあたって

凡例

明治三年一月

明治三年二月

明治三年三月

明治三年四月

明治三年五月

明治三年六月

明治三年七月

明治三年八月

明治三年九月

明治三年十月

明治三年閏十月

明治三年十一月

明治三年十二月

8

10

14

20

23

30

35

44

48

50

53

53

56

丸吉皆川家日記 明治三年

凡例

一、この史料集は、磐井郡藤沢町（現岩手県一関市藤沢町）の商家・丸吉皆川まるぎさち家の代々の当主が記した、天明四年（一七八四）頃より明治五年（一八七二）までの日誌のうち、六代目当主・皆川喜平治が記した、明治三年（一八七〇）一月から十二月の部分を翻刻したものに基づいている。

一、史料集には、現所蔵者の皆川龍一氏の了承の上で、当時の政治・社会・文化および環境などについて調査研究する上での参考となる記事を収録した。

一、漢字は原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名など、原史料の標記通りとした部分もある。

一、助詞として用いられている「与（と）」、「者（は）」、「江（え・へ）」、「而（て）」、「二而（にて）」、「而已（のみ）」および「并（ならび）」は、原史料の表記のまま、活字を小さくした。

- 一、「ハ、(はば)」、「ツ、(ずつ)」、については原表記通りとした。
- 一、「メ」については、銭の単位や重さを示す場合には「貫」に改めた。
- 一、「ㄆ(より)」、「ㄊ(こと)」などの合字については原則として現行の仮名に改めた。
- 一、本文には編著者が適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
- 一、原史料中の欠字は一文字あけ、平出・台頭は原則として原史料の表記に従った。
- 一、史料の文中、文意の内容や人名・地名の比定などに関わる部分には、適宜その右側に()内で傍注を記した。
- 一、文意の通じない部分などには、その右側に(ママ)を付した。また難読や疑問が残る文字・表現については右側に「(カ)」とした。
- 一、原史料の破損により判読出来ない文字は、字数に応じて□□で示し、字数の不明な部分については「」で示した。
- 一、原本で文章の抹消がある場合、抹消部分が読み取れる場合は、原則として抹消線の下に文字を示した。また、追記については原則として本文に挿入しているが、判別が困難な部分は原表記に従った場合もある。

一、史料中、現在の人權意識から見て不適当な語句が使用されている場合があるが、事実に基づく客観的な研究を進める史料として、そのまま掲載した。利用者にはその趣旨を理解されたい。

一、今回の「丸吉皆川家日誌」の翻刻は、青葉山古文書の会により行った。

佐藤大介 鵜飼幸子 熊谷新一 志田清一 後藤三夫 (順不同)

一、全体の構成・編集は、佐藤大介による。

明治三庚正月元日 つちのへ
午 たつ 平ら

晴曇りニ而、至而静成、日少し緩ミ、昼後晴る、誠ニ上天氣也、

日柄多と等共ニ宜、能元日也、二日も吉、弥々寒氣緩ミ、三日朝曇り、時雨少々、四日も雨氣緩ミ相成候、正月門之飾美々敷仕間敷、去冬御触也、年始礼も賑々敷無之、無異儀分計り通用、

四日雨より五日朝雪ニ成、四ツ晴、暖氣、過ル三日節分ニ而、四日より春暖之模様也、

一千厩大庄屋殿、年礼兼而、十日ニ候所、当年者御暇ニ成、七日之礼ニ成、大肝

入中、水沢官江十一日ニ十三日迄ニ罷出候様被仰渡、村・町役付中者、十三日同所へ罷出候様被

仰渡候由也、千厩御出張之御役人様中、水沢へ御引取ニ成、千厩者止ニ成而、

金成町御出張御役所ニ成、村役付中も同所へ出ル、諸付中遠方ニ而迷惑ニ成、

何分物事未夕不定様ニ相聞得候、大肝入と申役者被相止、御役所之下役・御

取次役と成、身分ハ宜候得共、御制事并御年貢金代共ニ、御直御取納ニ成、

日割被仰渡、日限不違納ニ無之候而ハ、急度御呵りニ相成候御法ニ而、嚴也、

大肝入都而以前ノ様取切と申事無之候、

一寒氣之事、去冬十二月より正月迄、三十年先之寒氣同様、益嚴寒也、小川并大川大ニ氷り、人馬共ニ自由ニ渡り、通用致候事也、近頃ニ無之氷り、雪者里辺ハ不足ニ候得共、寒中雪不消候而氷り居、山々ハ雪深シと申候、

今正月十六日天氣宜、十七日も宜く候得共、大ニ寒し、過ル十一日ハ暖氣、日和宜、余寒甚敷正月也、夏ノ為ニハ宜と申候、其後格別緩ミ無之、折々小雪ふり、曇り、又ハ半晴、

一米穀類不安、弥々強シ、

一米式升より壺盃迄、

一大豆三拾式貫文位上ル、

一小麦三拾貫文

一醬油八升入三拾貫文手前造り
せうゆ多シ

一塩壺俵金三切也

右ハ当時御定直段と成由、

一水油弥々高く、壺盃ニ而壺貫式百文位、

右ニ付、追々去年中油、らうそく、セうゆ等者めつたに不用故不売、当仕入六ッ敷相成候、

正月廿三日・廿四日甚寒氣強シ、肴類も大高直ニ而不喰、無類、近年ニも無之世の中、難立続候、廿七日夜大風、廿八日弥々雪、大嵐、寒シ、廿九日晴れ候得共、又雪風寒□□之雪此間中_ニ而深雪候得共、田和_ニ而消流れ小月_ニ而晦日と成、昼徳田村山口三軒焼失、昼焼、水風呂火より出ル、男共外出、無人故ニ、尤風相応ニ吹、忽三軒丸焼と成、痛入たる事也、

二月朔日、今朝雪相応ニ降る、此間_ニ而之大雪なり、飯後迄ふり、昼後晴、日和ニ成而消流れ候、併朝夕寒氣未ニ難去、老人共大ニ困る、去冬より近年ニ無之寒氣続、此間中吹嵐折々在、日和少く、多くハさらく小雪、みそれ_ニ而、道もかわき難し、

十月初午、千厩町へ当ル、仍火鎮之俄祭り、御輿、秋葉山権現御祭へ巡行、屋台仕掛祭拾五・六相出、賑々敷、存之外結構成祭、小踊等在、三日程賑ひ

候事、此節柄故、組合祭也、

十三日さらく雪

一とふふも壺丁六拾文ニ成、

一午房・にんちん共ニ高し、大せん六拾文位、

一肴類弥々不足、高代之直段なり、

賄ニ相成候肴、いわし杯少々有、品不宜候、尤肴給可申様無之候、海のりも不足、高直ニ而買われ不申候、多く他国江戸為登十枚大四拾文ニ成、古とは大ニ違、

江戸のりの製ニ成、常直段ニ而拾枚入ニ而百文、此節大百文位、何品ニ而も斯之次第、類無世の中也、

一十三日雪終日降り続、一尺余の近頃無之大雪、町近所如此、山々者深雪也、併十四日快晴ニ成、余程流る、

十五日も晴候得共、至而寒し、毎年之て(天華カ)んけ申、悦ひ事も肴ニハいはし、田作、午房、にん、八百屋之料理ニ而賄ひ、悦ひ申候、

一なめたかれいハ大同百文

一赤魚壺疋大セン百文也

此品古シ者、拾疋ニ而小セン百文也、

角セン之時分ハ、角貳百文

今の小セン六十七拾文売候

其頃の鯛鱸の値段、恐入候高直也、

一干葉壺なわ、大セン四・五十文より百文ニ成、

但古ノ凶作之時より、風か違、此度ハしゐな米粉ニし而、かて粥カ(ママ)ゆ専ら用而、

古ノ様ニところかて町方ニハ不用容子なり、此度ハ大違、不足、時ニより而
かての用ひ様別也、

十七日日かん入口ニ成、寒少シゆるみ候、廿日中日、半日和、

一白かゆ壺盃、大セン五拾文ツ、

廿二日社日なり、当月者^(所詮)所^者能^能キ日和無之、毎日さらく小雪^ニ而寒し、吹嵐風多シ、春寒難去候、今日上々日和^ニ成、

一生糸残物、先達より少々ツ、買人在、大ニ高直、四百廿兩位より金四百五拾兩迄、誠以弥々高直、恐人之直段^ニ候、

東京と申、江戸と申名止ム

当時金札ハ江戸大政官より被出候札也、金壹歩と申札、壹朱札十三ヶ年限と言、書付代相庭、矢張小弍貫五百文之割、

右ハ専ら通用、却^而正金銀より無迷ひ 取引^(通用カ)通致候、正金者^(減リカ)目利^ニ入る、六ツ敷候、

錢相庭安く、右ニ付諸品弥高直、

日か^(ママ)中だんす等、親類中之進上・返上無之候、

廿三日、昨日より今日者寒氣大ニ暖^(緩)ミ、上々日和、大ニ暖氣^ニ成、甚春色催し、

肴も大ニ下直^ニ成、赤魚壹疋小セ^ン百文位より上^百廿文位、

日か^前中迄大ニ当月嵐候、

廿四日庚申、小雨ふりニ成、

昨廿三日上日和、社日也、

一生糸も買人休ミ、余り高直ニ而買人止り、下り而四百廿兩位、先つ買人なし、
未タニ残り^ニ在之候、

廿八日

一米者^者弥々高直、式升壺盃

小せん

一大こん壺本廿八文位、大小高下在、

一肴類又高直ニ成、

此間中吹嵐在而、至而肴不足、

八百屋もの矢張高直

内 午房
にんちん 大六十四・五文

三月朔日^雨半日和、二日も
三日節句、大ニ曇り、暖氣^ニ候得共、此間風多し、四日朝五ッ

過より雨ふりと成、所詮能き日和無之、併大ニ陽氣ニ成、同日雨終日ふり、夜も雨、五日も雨、

一三日四日肴相応ニ来而、存之外下直、

なめた

かれい十疋大セン三百文

赤魚五百文位
五百五十文位

大ニ売候、内之者共てんけを祝(天華カ)

ひ候、

一大豆弥々高く、とふふ壺丁大ニ而廿八文ニ成、とふふ汁も喰れ不申候、誠以無類、驚入候世の中、尤小センハ至而不足ニ而、通用皆大センニ成、古の角センの如し、皆大セン勘定ニ成、

八日市、此間者又々寒く成、毎日曇り、日和無之、少々小雪ふる、

一此間、水沢官知県事様郡村へ御巡村ニ而、今日当町江御入、諸事被仰渡、与頭中御目見得成、村々町々御覽之為也、此御方ハ重キ御仁と申、御官位五位則公家様也御大名様也、諸事御取廻、郡村一字水沢官ニ而御取受御下知ニ成、前々之

大肝入役被相止、御代官と言も無之、大肝入折々罷出、此官御勤め候事、永沢茂兵衛殿事、過ル朔日麻上下御拝領被仰付候由、誠ニ大仕合、尤同役中ニも御蟲肩ニ而、如此相聞へ候、忤共ニ出役相勤候、

一米貳升金壹歩 大豆三拾五貫文

一千かで小三升壹歩 生大こん大七文位

一赤魚壹疋大余り高直、大小ニ而高下在、ニ而五拾文位、安々不喰、

一ちり紙壹帖大せん廿文、拾枚折也、

一料紙ハ高下在、壹帖三拾文前後、

一濁酒壹盃大五拾文、是も不呑候、

右ニ而酒も不売、糶も不売也、困窮者弥々難渋苦む、未餓死人ハ不聞候得共、米不喰者多く在之由也、

一米用ひ様之事、古無之、仕法新製也

茶黒米火ニ鍋煎ニ而、程能にへ湯をかけ、おむすノ後上ル、古米壹升ハ五升ニ成、新去年米ハ四升五合位ニ成、右製方大ニわり合能流行ス、

在々者山かで、ところかて、并根花粉専ら用ル、町方八用ひ不申哉、売買不聞、銘々取候や、

一手拭壺本大せん貳百文也

ノ

一先日岩手山(岩出山)宮本氏酒屋へ強賊盜押入、諸品并金在合七十両程盜れ、家内并

近所之人々集り、取懸打合候所、大勢怪我人相出、騒キ候由、本家へ便在之、申来ル、

一ところかて五升入、大せん百文売ニ成、

一統大せんハ小せんの勘定ニ成

一わらじ壺足大三拾文位
そふり

十五日、竹駒宮御山へ御出張

則今日豊作祭ヲ相立候、所詮引統曇り勝ニ而、能天氣無之、雨氣ニ而暖氣、小雨ふり、十六日も同様、

此日、向ノ皆清殿ニ而、貧民中へ糶の施行在、当時村町ニ而者一番之福家也

過ル十三日か

一大籠肝入殿、当村兼帯引込而、上横丁佐藤新治殿、肝入後役被仰付、

三月十七日、晴而風昨□吹替而大るニ寒し、寒暖不同、折々雨在、麦さくり専ら、十八日・十九日曇り勝、一寸時雨在之、止、近頃無之不天氣、升測祭馬、常年より当年ハ余慶ニ通る、廿日より日和ニ成、廿二日朝晴、昨日者大ニ暖氣、今日ハ寒し、昨夕小雨ふり、

一とこころ粮、町方ニ而も用候様ニ而、大ニ粮ノセ話ニ候所、在方ハ根花、餅、たん子、色々割合、随分結構ニ拵、専ら流行用ゆ、南方より、かわと粮ノ凶り売候、是ハ白キ物ニ而、見付能、給而も宜、此間専ら売用ゆ、但古も用候得共、余慶ハ不宜、追々腫れ候と申候、

一先日、当村左惣屋敷八十八才ニ成候所、御上より式人分御扶持被下候由、大籠村ニ九十才ニ成者在、式人分被下候、難在々々、此節之値段ニ而ハ大金也、一此節餅屋ハ相応ニ売而、銭ニ成由、至而高直ニ候得共、銭不抱、たま〜来而買給候や、平と言、角の蓋位ニ平ニ延也、たん糯壺ツ大セン廿五文、又ハ廿

文位也、

一廿五日、保呂羽山御祭、常より至而不盛と申候、去年三月祭ニハ大盛りニ而、茶屋物惣じ而さつはり売払候所、此度者凶年ニ而、殊ニ都而大高直故ニ、錢も大方無之、尤喰続方専ら成故、祭等不盛也、

所詮引続不天氣、毎日曇り、日和無之、追々如何、種蒔専之節、手前ハ廿七日ニまき候、廿八日大ニ暖氣、大南雨氣也、尤夜雨ふり、当月中宜日和無之、不天氣、去年も当月不宜、相似だる様なり、草木之ほき立不尺取、十月之閏月有之為か、急不進容子、心不好候也、

廿七日・八日者大ニ暖氣、夜小雨在之、

廿九日、晦日、晴候得共、風ニ而、又大ニ寒し、天氣不同、晦日休日、追物也、

一伊達生糸之直段大下落と申来ル、上々頭糸、仙金花山か四百廿両より段々、

三八位より三百五六拾両迄、凡百兩落也、東山奥糸ハ残り無之、川向糸凡廿

四・五箇残り在之、當時商売不成候、

四月朔日不天氣、二日、三日ハ晴れ、併風未夕寒し、此間之潤ひ暖氣ニ而、草木大ニほき立ニ相成候、八十八夜二日也、

一大豆入之餅だん子、此頃大ニ流行ス、豆を煎而、味噌豆の如くつきて、米の粉へ草とからみ入、米不入とも、又ハ少々入ても、小麦のかゆへ入、小豆たん子と成、随分宜、此製方古無之法なり、時代ニ寄、色々の新製相出、ところ粮ハ存之外町方ハ望用少なし、物高直故ニ、夫々在方之者も錢と成、働次第、随分凌続く、古より日手間も高直故、多分間ニ合相成候風、

三日也

一四日、蚕むへ候、種式枚到来、米谷より惣兵衛去夏之内より被相送青白之種ニ而早し、

二度子ニ相成候蚕也、併余り早候而、桑ニ迷惑ス、

四日小雨ふり、暖氣、当時霜無之、百五ハ十九日と申候、当年ハ節も遅し、此間ハ粟蒔、八日、昨日雨ふり、此間折々雨、今日快晴、薬師様祭宜、花最中、木ノ葉も大ニ蒔立、前々

一米直段不相替高し、□田起もよし、種物者八百屋もの共ニ不足、大ニ高し、
木うり種壺粒□□位、

一濁酒壺盃大六拾五文

一 日手間女大ニ而七十五文、此節百文ニ成、

一旅籠代道中通大セシ四百文 小セシ壺貫六百文也、

一常年五文餅壺つ、大廿より廿五文

一半多りニ用候黒木綿切、一尺大八十五文

一糸綿金壺歩ニ

一下野の那須郡黒場^(黒羽)上町と申所商人御客、宗兵衛御城下ニ而懇意ニ成、宗兵衛

者当月三日帰宅、御客人ハ五日入来ニ而不「」留、八日宗兵衛一同ニ石

之卷「」何角の商ひ取組在之由、

「」 天氣も能、然ニ夜暮方より雨模様ニ成、夜大雷様大ニ御鳴強く、大雨
在、暫時之間ニ而止ム、扱節早キ御雷勢なり、九日朝晴而、四ツ頃時雨在、
十四日昼又々大雷御鳴強し、併一寸之間也、則晴る、此頃者彼是と大分暖氣ニ成、
十五日晴、上日和、十六日曇り、

一蚕も所々むへて、桑売出ル、当時拾目大拾文位、直段萌立、尺取不申、迷惑ス、平治事も伊達行ニ而、過ル十一日帰宅、両品取組在、道中一泊り候、代貳貫文位、福島辺貳貫貳百文位迄、仙府貳貫貳百より下直、壹貫八百文、伊達辺米一升八合迄、南京米来り下ル、貳升と成、南京米ハ夫より下貳升五合、性合あしく、併飯ニし而倍ニ成故、賄ひニ成、味者不宜之由、

一松嶋門前町通一字焼、伊達桑折も焼る、道中昼通りニ而も、茶屋付ハ壹貫文位かゝる、安く候而八百九百文、糰屋入ニ而六・七百文迄ハ安く上る、海道茶見世之方安上り、

当町

一米貳升壹盃位 とふふ大拾六文

一きらす大廿文位 濁酒六拾五文

……………(二行分程、破損して読めず)……………

「 霜在、桑へ不当候ハ

「 中ハ廿一日芝居水沢より来り薄衣へ立

□十五日

一桑直段、廿六日朝、百目小百七拾文前後、先日中より安シ、此間者日和も宜、

少冷氣、其後日和、晴、曇リ、水不足、小雨計リ□□畑ハ能候_而も、田へ間
ニ合不申候、折々小雨廿七□夜相慮之雨、廿九日晴、曇リ、何分風□冷氣_ニ而、
刈敷・ほキ立不尺取候へとも、かり方始る、桑不出_ニ成□□□直_ニ成、百
目三百文位、不同四百文位、

廿八日

五月朔日、一昨日キノイね、小雨ふり、又晴風_ニ而上ル、今日朝曇リ、小雨、

寅_ニ而上ル

飯後晴風、同大風寒し、去年_ニ似タル氣候、暑サ薄シ、今朝桑大上リ、百目
五百文位より五々上リ、昨日大風_ニ而、今_ニ日明静_ニ成、日和宜、桑今朝安し、
何分冷氣也、刈敷江始る、百目小三百五拾文位、三日・四日頃壺歩壺貫目位、
錢_ニ而貳貫五百文、高直、

五日節句、朝曇リ、昼より晴、上日和、此節かり敷最中、蚕も先日より鮎子_ニ及、

六日、手前かり敷踏致候所、摺沢より指置候内ノ若者、右ハカ上リ戻リ_ニ馬

ニ乗、早馬_ニ而町江乗込、下町之子共_ニ踏倒シ、怪我為致、大_ニ取騒キ、彼是
と親元_ニ而イキトウラレ、甚迷惑、無_ニ抛仕合□□若者ニ父ヲ呼、夫々心配、

人ヲ頼、手分「」薬用療治ニ而、命分江も不至容子ニ□薬用諸入料金を遣シ、内濟事ニ而相濟「」々大ニ心支いたし候、大ニ籠「」事也、

八日、桑直段貳貫「」夜、今朝大ニ寒シ、相応成霜□り、仍而蚕不喰ニ成、桑之直も買人不進、下直也、

九日曇り、雨氣ニ成、昨日之霜、草木へ不当、桑も不痛、今朝貳貫七・八百目ニ当ル、不高候、五貫目入大せん壹貫百文位、

十日小雨曇り暖氣、夜小雨ふり、

十一日暖氣、小雨ふり、今日手前之田植、尤初田植と言、曆表水不足ニ候処、同夜相応之雨ニ而、水一統間ニ合候、能氣候ニ成、畑物宜、麦も出直り、大ニ宜相成候由也、

十二日朝者桑高直ニ成、然ニ□□晴而風ニ相成、些々強キ風也、後大風ニ成、田植「」最中と成、

一御政事之義、田植ニ而も「」様飯廻も方仕間敷、尤賄ひ方も麦飯相用

可申事御触^ニ成、日雇代大セ^ン百三拾上[」] 手間七日[」] 壹歩、賄料高直^ニ而如此、

一寺院帰農致候様被仰渡候由、併未何之義^ニも不成、追々山伏中ハ如何、寺御出家方一寸とハ成間敷候 金花山も 明神と被為成候由、和尚ハ御隠居^ニ而、其外御僧中髮ヲ立候由、御山之御名も替る由、塩竈社家中帰農^ニ而、不動堂御在所より塩釜江御移し、社家^ニ被為成、此御方ハ後藤孫兵衛様也、

一日本一体神国之事^ニ付、皆神々明神様^ニ可成置容子、所々追々と替り可申也、
一此節食物追々共^ニ高直^ニ而、諸品同様、道中旅行難成、

一御城下并福島辺も、異国米来而売、直段日本白米金壹歩^ニ白^ニ式升、南京米玄
兩壹斗一^ニ式升、濁酒大セ^ン八拾文位、

一藤沢町^ニ而、同白米式升壹歩^ニ、濁酒壹盃大六十五文、千厩町七拾文、
一ふき糧小壹升、切^ニ而大拾文ツ、

此程、所々難渋之者共へ御上御払米在、金代ハ秋迄被延下候由也、

春中当町も相応衆中より施物、味噌、塩、銭等施在之由也、天保年中時之様
^ニハ無之候、道中ハ旅籠代大五百文位、昼通り、酒、わらし、駄ちん等^ニ而、
金壹歩式朱位、一日之懸^ニ而、往来難成、

一村々江別而役付被相立候由也、

十三日曇り晴、天氣ニ成、此間之雨相応ニ而、東山ハあらく田植見詰成、植付最中也、併大川向者未夕水不足ニ而、田植ニ成兼候容子也、畑物麦追々宜成、

一仙府大屋敷、御払と申而も、買人も無之、出入之者共へ呉遣申候而も、貰ひ人無之候、諸駄送之入料ニ懸り、又ハ町家へ不向ニ而、望者無之、只焼物ニ成計、痛入たる事也、

又結構成小袖・絹布類・諸道具、至而下直、両町之市ニ而下直ニ売候、

十四日晴、此節ふきかて専ら売り切ニ而、壺升大せん拾文ツ、外山・沢の草専ら取方用、

桑直段不安、先日蚕ハ鮎子、先分者庭子ニ相成由、存之外尺取候、桑直段者壺歩ニ式貫七・八百目、

一当時之御政事大ぬニ替り、尚都而之役付并平人御取扱之事、名義一統替而、

名別ニ成、万事中華漢土之風ニ成也、

當時 天子様と申而、未本御位ニ不為成候、則天子様東京ニ被遊御座、秋中御即位と噂候、

一石之卷江も交易場被相立候由、日本國中へ六ヶ所被立候由、長崎ハ古より本場、次兵庫、江戸ノ横浜、松前、次越後新潟、石之卷江、御向役御出張之由、何分百姓者大ニ御惠之事ニ聞へ候、

十五日朝雨、飯後も日和、雨ふり、

一寺院被相減シ「」儀と被相立置候、小寺ハ相除候様、山伏者婦農被仰渡候由、寺院、山伏等多ニ而ハ、平人下々の□□被相成候間、何分被相減候御吟味ニ而如此、儒者被□□□□三道ニ而被相立、外ハ婦農ニ被成置□□仙府之御家中も、芸能在之諸士江御扶持被下、能無之士ハ婦農被仰渡、四十以上ハ御免、御旧領の大肝入ハ、今ノ名等外、附属と申役名ニ而、御役人之下役也、
県官江既ニ常詰様也、

同十六日、石之卷江東京より下向之御役人様御同道、永沢茂兵衛罷越、昨廿

一日帰り、手前へ寄、容子承候事、彼ノ地所々御見分、場所御普請被仰渡候、交易ハ追々先以商事被相免、東京商人右添役、又仙府之間屋中下り、夫々吟味掟被相立候而、当町より皆川屋□之助殿罷越、所々の商人共海陸「」も近々渡来之由、石之巻も近頃ハ御米「」無之、金錢廻り無之、至而不景氣「」追々繁昌可致と申候、当時米ハ「」米も渡来候而、当国米式升式三合位□□□米ハ安し、

一蚕ハ、柳津米谷「」筋承候所、此間之冷氣、寒暖不同ニ而、所々違多シ、此辺も同様也、晴レ日不足ニ而曇り多、風多シ、小雨計り折々、大雨無之候、南郡共ニ田植ハあら増植仕舞ニ成、蚕不食ニ而、違在、仍而桑直段も下直ニ成、廿二日、昨日より尚下直、歩ニ三貫目より五貫目ニ成、大ニ安く成、今日雷神様之精進天氣祭、奉祈願候事、

小盗人多シ、所々蔵破り在、此頃ハ無之候、

廿三・四日、弥冷氣、廿五日日和、暖氣ニ成、大ニ蚕も模様宜、壺ツひきニ成、併所々痛損し多シ、今年伊達種不宜、地種宜当ル、右故ニ桑売人多く、南西之

方より桑売人来ル、仍而下直^二成、六貫目位取引也、^{七貫め在}青白と申種、黄色まゆ多
キ種、是ハ丈夫ニ生る、余ハ伊達種ハ半切一枚種^二而金四兩位、高直^二而も、去
年宜種無之、仍而違多し、廿六日暖氣、小雨^二成、何分暑氣薄く、陽氣不進、
五月之氣候不宜、未^二蚊一向不出、諸虫鳴音無之、夏の氣候^二不相当^二而心支也、
町方も、蚕捨候家相応^二有之候、

一米直段不替、式升壺盃

ふき粮小壺升大セん拾文、専ら用る、尤野かて者上々のかて也、

一餅屋ハ相応に売る、内々^二而ハ誠籠喰給居候故、折々高直^二而も糯屋^二而買給
候、

一濁酒も右之通^二而専ら売る、菓子之方不売候、

右両品ハ蚕中為売候由也、

当時十方暮中^二而、天氣不同、昨日雨ふり、^{廿七日}□中もふる、大^二暖氣、此間度々
雨在、水沢山^二成、南御郡田植仕舞^二成、日用代ハ当地同様^二而、大セん百五
拾文ツ、賄へ懸候^二付、兼而より日用代^者安しと申候、麦作者何方も宜容子也、

小麦ノ粉一升、大せん式百廿三〇位、摘入も不喰、此間近所之糯屋ニ而壺人「

」式歩分糯を喰ひ、帰り候者在之由、是ハ若者共かけ杯ニ而喰候事之由也、珍敷咄也、先年天保之凶年ニ、山ノ目小坂名代之糯屋ニ而、金式朱分程給へ、帰り而無間も死すと承り、此節より者安キ世柄ニ而如此、去当年ハ何世ニも無之高直、

一米者式升壺盃歩也

但、問屋前ニ而ハ酒方、糶屋杯、相応ニ売候、飯米之方ハ余慶不売、大方小手袋米買方用る事　ふき糧ハ壺升大せん九文位ニ成、

一田ノ草過半取る、大麦相応之作と申候、刈方ニ成、此間桑未相応ニ売る、壺俵大三百文位、追々百五拾文〇百「」

一半夏者過ル三日〇

六月ニ相成候而も不天氣、冷氣ニ而、未ニかや不用、

七日、昨日ハ相応之日和ニ相成候処、昼過よりきり雨ニ成、夕相応ニ雨ふり、今朝晴而、又曇リニ成、雨氣不止候、のミ計り出而、蚊(蚤)・はひ(蠅)・夏の虫至而不足、何分不氣候、不順氣ニ而心支なり、

一まゆ之作至而不同、上作ハ稀なり、手前抔四枚余もはキ多く捨、聊のまゆを取、骨折、入料損、④ハ当り作也、

一田畑方、日用代ハ此節大ニ而百文ツ、南方ハ百五拾文、四人老歩位之由、常より安し、

一連日冷氣、不氣候ニ付、今九日雷神天精進休日、参詣、葉山権現御宮江一統寄合、参詣、御祈祷奉願候事、今日曇り、夜半より雨、十日も雨ふり、暮ニ晴る、

過ル八日市も、至而町立人不足、商ひ不足也、

一御政事方、田地へ銘々持主名前ヲ付、高代并穀銘共ニ書記ヲ付、板札ヲ立置可申事、右被仰渡候、

一前々の御本判役金代、小役人足代、御買夫、百貫夫代等御除キ御免ニ成、其外ニも被相免御役金代在之由、

穀物者附出之所、役付之書付計り、何方ニ而買方御構ひ無之事、但、他郡・川向等ニ而買方之分ハ、御通帳願之上被相渡候事、生糸御役金も、格別被相減、軽く相成候由、老駄金十兩位、未夕耽と御触無之候、去年御年貢米御備被指置候分、御払又ハ御貸被下候由、諸役金代等格別御用捨、御恵ミ有之候由之

事、

十一日、晴而上日和、暑サモ宜、皆々悦ぶ、

十二日、十三日半曇り□在、又少冷氣、北東風未夕不絶、十四日曇り、十五日雨昨夜よりふる、少冷氣、□六日・十七日雨、冷氣強シ、何分不気候、東風不止、日和暑不進、麦かり「①」究、大ニ迷惑也、当年も如何、近々土用ニ成、

一村・町組直、世上一体、旧之通五人ツ、之組ニ成、尚尙軒切名前板札掛る、事田畑共ニ、代方、田数、名前書付置事、

一人数帳、五年隔改候事、

当村者八十八才ニ而式人分御扶持方被下置候事、

物而御政事并大ニ違候事、追々宜事ニ候得共、当分□□不馴、些々面倒致候事也、

一当年まゆ之作、一体不宜、半作ニ出来申間敷見詰相咄候、商人別而買人無之、前金入候分計り、一升金六切より種切三両位迄、色々交易取引也、蚕師存之外利ニ不成、桑も下落いたし候、

伊達種不宜見詰ニ而、地種望人多シ、

廿日・廿一日不天氣、廿二日土用、朝五ツ時ニ入、今日晴、天氣ニ成、昨夕ヨリ暑氣、日和結構ニ成、仍人々大ニ怡ぶ、引続日和、暑氣進候ハ、宜作ニも可相成候、然ニ又廿三日朝きり不晴、八專廿四日まで、廿五日昨日暮方より晴、廿五日日和ニ成、

今日保呂羽御祭礼、相応、併錢ハ遣ひ不申候由也、然ニ権現之御銘ハ、御上より被相止、元来白雉子之山と相聞、白雉山神社と唱候様御書付ニ而被仰渡、別当多宝院も社人と成 保と一字名

赤坂妙閑院ハ、同社人竹駒明神 守衛と成、

山伏家皆社人と成、権現様明神と成せらる、檀（殿）かすみと申事無之、配札等被相留、帰依次第、祈念祈祷被頼次第可致との事也、

寺も帰依次第、檀中と申事も無之由也、寺院共ニ株ハ無之、不易之事ニ成、全体御檀中持之株ニ而、諸事百姓前之痛と相成候、且ハ寺院奢ニ相成、百姓前不痛様との御吟味と相聞得候、寺院衰微と可成也、追々如何、都而大ニ相

替り候也、尤又寺院之釣り金も被止候、跡々吹事難成被仰渡候、

一廿五日雷神精進、天氣祭尚庚申

此日者暑氣も相応ニ候得共、何分半日和ニ而、晴レ日無之、稻之生長宜候得共、
麦打日和無之、漸々半日之日和ニ而困り、未夕半分も麦打不成候、廿八日も半
日和ニ而、雨ふり、手前之麦打半途ニ而止候、廿九日終日雨、冷氣ニ成、雷神様
御鳴り、此間ニ兩度有、当月小ニ而、廿九日ハ晦日と成、きのへ子、飯後より
雨はれ候、

七月朔日

今日ハ丑の日、朝より曇り、昨夕雨ふり、余り不天氣続ニ而、一統困り候也、
今日も不晴、曇り、

一昨年不熟作ニ而、都而種物不足、高直、
五月之事也

一かぼちや種壹粒 大セン五文

一蕎麦種小壹升 金貳朱也、

一大こん種四つめか□□一ツ大百文

此品ハ存之外安し、

一大豆無之ニ而、とふふ出来不申無之候、稀ニ出来、一丁大セン拾九文也、至而小サシ、

一肴も不足、ほや節に一ツ大セン百五十文位、

小鮪のだふ片前大七百文

錢

一鯛一枚大四百文より五百文

切焼干壺切大三十五文

一料紙、式百四十入壺丸金拾切前後

壺帖売大セン三十式三文

外右ニ順し高直、大錢ハ小セン之割ニ成、皆大セン通用ニ唱候、殊之外難義之由也、

一糸取賃渡し方、三升取一日分、大三百文ツ、

さ、け一升大四拾文より三拾五文へ下る、

きうり・なす杯ハ、未ニ不出事也、

七月四日、一昨日二日者寅の日なり、此日も雨、毎日雨ニ而東風不止、弥々冷氣ニ而、晴天ニ不成、先日土用入ハ宜暑氣も二三日続、人々安心怡ひ居候^{其後}、近頃弥不天氣ニ而、又々当年も不作不致と心支致、弥不作之心懸ニ相成風、誠当年不作ニ而ハ、餓死人多ク出可申候、

右今日も同しく大曇り、昨日者半日雨、麦打ニ吉と言日ハ無之、もやし相出候計、尤直々煎干ニ而かうせんニ致、余かでを入、煉かゆニ而多く用ゆ、麦ハ如米葛、とんと給候なり、用方色々、人々用方上手ニ相成暮候、古の製より新製随分能くいたし候、不作・凶作ニなれて、近年者米ハ用不足、仍而此節米不用し而賄ひ居存之、外餓死人無之、併此間ハ引続雨、毎日ふり、十日ふり続、仍而家々右様ニ而ハ凶作ニ可成と、弥人氣不宜候処、今七日晴而日和ニ成、尤昨夕より暑サ順風ニ而宜、殊ニ大せみ朝より鳴キ出ス、先達土用入之節より二三日鳴候処、其後冷氣ニ成、不天氣続ニ而、一向不鳴、余のゼイ／＼蟬も不鳴、蚊も無之、かや不用家多し、昨夕ハ蚊も相応ニ出、今日之快晴、暑サも能く候間、弥々日和続候ハ、稲引立、盆中出穂ニ可相成と人々怡ぶ、元来稲の生長者宜年と、作人中能咄候間、日和続候ハ、可成之作、七分通ニハ可相成と、少安心いたし候、是迄之氣候、至而不宜候、田畑之仕事大ニ後れ、麦打も不成候、此間者半日ツ、

雨ニ而、終日日和無之、麦打一統後レ、飯料ニ行当リ、先日手前打候処、昼頃之時雨ニ而少し残り、昨日漸々仕舞ニ成、廿俵程取ル、

然ニ飯料ニ行当ル家柄之所より、当座借之無心忒・三ヶ所申来リ、忒俵ツ、かし遣候也、誠ニ不天氣ニ而困り候、

十日、日和ニ成、昨日ハ日和、八ツ頃より曇り、少之小雨在、何分風不直、冷氣也、

一とふふ此間出来、忒丁大拾八文至而小サシ、竹子杯ハ土用入より不喰物ニ古ハ咄居候処、近年ハ大ニ行違候、当夏ハ土用入より最近相出、専ら相用候事、新茶ほき立も同様、此節一番之摘方也、大ニ行違候事なり、麦ハこなしなから喰候也、専ら米の代りニ成而用ユ、

十日過ニも雨無之日者一日外無之、半雨、毎日時雨在、麦打残り、盆過ニ成、

七月十三日、雨ニ而昼九ツ頃より晴れ、市立人相応ニ出ル、見セ々々の商ハ不足、

諸品弥高直、暑氣中の暑さ上暑氣、上日和ニ成兼候、併田畑共ニ相応也と申候、未出穂ニ不成、如何、不安心之年也、

一大小ツ共ニ不作、元生立不足ニ而、俵数大ニ落、廿俵之心かけハ拾四・五表位取納、拾俵之見詰七表位、尤小麦不作、

一米直段未夕不替、式升壹盃、

新麦小手物少々ツ、出からニ而 壹斗ニ付大センニ而壹貫百弍百文、壹俵廿四貫文位ニ当ル、

金ニ而 ■九切位之物也、

盆町

一なす壹ツ 大物大せん拾文より

一きうり 拾五文位より

一りんこ壹ツ大弍文ツ、

一蓮葉三枚把ニ而大拾五文位

何レも高直、何年ニも無之大高直、

一豆ゆて小一把大五六文

一とふふ拾八文

一せん香大八文より拾文

一若松丁ちん蠟燭入拾五文

仕入方ハ百テ大ハ百文之わり

大

一料紙ハ壺帖三十五文前後

(欄外、横書)

「小長呉座 大せん百五拾文位より上而弐百文迄

盆め壺把大百廿文百四十文迄上ル

」

近頃金無之、錢多ニ而、太物売代多、駄送ニ困る由也、余之商ひ共ニ同様、

十四日、暖氣ニ而朝五ツ時雨ニ成、晴、曇り、

一村々諸償ひ諸役共、銀割ニ成、上方風と成、夏割当年ハ懸増と申候、畑代高
壺貫文ニ銀三拾五匁と成由也、

又御触ニ、

絹紬者御免と言事ニ者無之候得共、木綿類殊之外高直ニ而、人々痛ニ成候間、手前仕出、何レ地物ニ而、錢之不懸品、絹紬等御構無之候相用不苦、金錢不入様可仕事御触也、

一御上より隠シ目附被相廻、村々所々ニ而悪き者被御召捕ひ、其次第二より御仕置ニ成、盆前当町へ参り候者四・五人、其内徳田村萱かり場之女老入、当町ニ而御さらしニ成、是ハ後妻ニ而、先妻之子共殊之外悪ミ、食事も乏く而苦め候、仍而伯父、伯母、近所之者共等、折々隠し而喰物与へ候、右御聞拔ニ而召捕、御始末御呵ニ成、追而実家へ被相戻候也、

十五日雨、昼九ツ時上り、日和、十六日昨夜より雨強シ、昼より晴、又暮方よりきり雨、十七日昨夕より雨強シ、四ツ頃小晴、毎日雨不止、南東ノ風ニ而雨不止、暑氣ハ相応、此節元はらみ能、既ニ出穂ニ成、大切之場節ニ相成、快晴ニ相成候ハ、米ニ可相成候得共、何分快晴不成、毎日之雨ニ而如何、難計候、

盆中之賄ひ御払、祭も不常、色々家々様々也、打麦等不用、籠相成、摘入等

専ら用、十五日糯も有無不同也、御礼廻り至而不足、とせん(徒然)成盆中也、進上返上之取引無之候、数日不天氣ニ而海道大ぬかり也、

十六日共ニ雨ふり、盆中雨、十七日半晴、

一連日雨降続(天脱カ)不氣ニ付 御上より神職人江、御祈祷快晴五穀就成(成就)之為被仰渡、
当町神職人佐々木一貫江被仰付、十八日より三日三夜御祈祷相成候事、今日ハ四ツ時頃より晴、日和ニ相成、暑氣も宜候、乍併未夕ニ東風不止、南と東との風なり、同夜風、少強シ、十九日朝より四ツ頃迄小雨ふり、出穂ニ及大切之時節也、同夜大風雨在、

一螢ハ至而不足、夏の虫惣而不足、併蟬者存之外出而鳴申候、
一浜方魚漁事至而無之、町中へ不出也、塩肴ニも至而高直也、

右十九日夜、弥々嵐ニ成、相応ニ当ル、翌廿日晴、風止而天氣、日和ニ成、暑氣大ニ進、宜氣候ニ成、然ニ稻そろく、出穂ニ候間、定而当り痛ニ可相成、畑物

共ニ疵ト半と、人々安し候処、存之外不痛容子ニ而、人々安心致候事、併追々共ニ蒸麦、大こん専ら蒔方、川々出水致候、廿一日晴、曇り、何レ風も直り、西南之順風ニ成、昨夕者暑く、西南之方稲妻御光り在、前田辺余程相成候、

一南、御城下より中奥辺ハ雨無之宜容子、米谷辺より東山奥方、南部迄不天氣ニ而、多々雨ふり続候由也、北方余程出穂相成候よし也、

一永澤茂兵衛殿、此間御役替ニ而、商売体通商懸りと申役義被仰付候由、尚又百姓前戸籍と唱候、家々御調、廻村相成様相聞へ候、仍而御百姓人頭ハ悴ニ遜り、松沢屋茂右衛門と相成候由申来候、

□連日続日々の雨、半晴、夜々雨降り繁く、併存之外地勢宜暑シ、廿七日迄不天氣ニ候処、廿八日より晴、廿九日晦日、上々日和と成、田畑物共ニ大キに直り、稲出穂俄ニ進ミ、大凡半分通、見事ニ出穂致、仍而人々怡ひ、安心と成、氣候直り候間、是より日和続候ハ、相応之作ニ成候半と合候、

一米式升式合位 大麦壹俵廿七貫文、小せん三十貫文

清酒壺盃大セン百廿五文、濁八六十五文位

上下在

一とふふ廿文厚サ一寸位ノ物 一から芋壺升大百三拾文

八百屋物雨勝ニ而、余程痛候所、然ニ此間之天氣直リニ而、是又引立宜成由也、肴類至而不宜、いわし壺疋大四・五文、

八月朔日、弥々日和ニ成、暑氣続而相応也、大麦ニ者米之代リニ用イ候間、売人不足、喰ひ込ニ相成、直段高直、都而之品去年種無然、不萌品多し、種物ハ何分吟味、取置可申事、

一前々記シ候哉、去々年冬ノ頃より、仙府御城下国分町辺、旅人屋共飯盛女被相免、其外共々被相免候所、追々所々御免と申ニも無之候得共、追々道中筋、所々町々在之候得共、御構ひ無之、此春より千厩、藤沢杯ニ迄一軒位、此義不宜壺、スクリ兩人ツ、指置候様ニ相成、御免同様ニ成、誠ニ世替万事古風ハ薄、御政事格別之行違ニ成、角力芝居等も御構無之、御免他国同様、

八月

一、式百拾日、危日も何之、無苦も、天氣も相応宜、今六日相過申候、当月ニ成、日和宜続キ、半曇りニ而、晴天半々ニ候得共、暑(暑氣)キ益々強ク、依之田畑共々大るニ宜、稻此節既ニ出穂出穂弘とも申様あら見、沖通出出弘ニ成、稻とふみ候、相応之作、見事ニ成由、畑物弥宜相見得候由、右ニ付人々漸々安堵之姿ニ相成、怡ひ合り候、併大こん江者虫付多、痛候、此品ハ何方も同様と申事ニ候、尔時又此間ハ何分日和、天氣難晴、曇り多ニ而、時々時雨か降り、天氣不定、南東風ニ而、日々度々時雨ニ而、畑之仕事至而六ツ敷、扱々困り入、今ニ而ハ快晴日和さへ続候ハ、田畑共ニ上作可相成と願居候、氣候ハ若く、未夕秋ノ氣ニ不成、夏の氣也、常年之盆初之様子也、昼夜暑氣相応也、七月迄安心無之不氣候ニ見候所、不審きの氣候ニ而、元來稻ノ生立宜年故、七月末より日和氣候宜直り、諸作物相応ニ成、安堵致、命繫キ生続キと成、此節之暮シ方、誠ニ酷ひとし、

□日も朝之分小雨ふり、昼四ツ過より晴、昨日も同様、

八月八日、朝飯後大雨、暑ハ相応、南風、東風也、昼九ツ時分晴る、天氣ニ成、

夫より風直り、

九日、十日、十一日、続而上氣候、日和ニ成、当月ニ成候而も、毎日半日ツ、雨、漸々定り、日和続、稲見事ニ出穂、畑物共ニ宜相成候間、人々怡ひ、安心と成、食物雜穀類も皆々喰尽し、大麦計専ら用売買、壺俵ニ而小せん式拾四貫文 一なす壺ツ大六文位、大百文二十六・七、餓死人存之外無之、不審義ニ、秋へ追付生延続と成、一統ニ結構と存候事也、誠ニ以六ツ敷、不安心之年ニ而、皆案申候事、此間暑氣強く、日和続、十三日、十四日、十五日上日和、天氣也、

一十五日より芝居、当所ノ奥山様御居館跡也、上ケ地ニ成所、爰ニ而相立候也、昨十七日迄、今十八日ニも相立候心懸ニ候所、昨夜より雨ふりニ而、四ツ時頃ニ成候得共雨不止、休見合居、十五・六日ニも雨四ツ時頃迄ふり候得共、晴ニ成、尚所々より見物人多參り候ニ付、打始候所、昨十七日日和能、大入ニ而当り、千五百人余入、木戸せん大百文ツ、中・小供七十五文、氣候直り、田畑共ニ存之外上作ニ成、人氣直り、芝居等之節ニハ些々早く候得共、皆々氣晴しニ而、皆々難義、苦勞為保養之、勇々進而參り候風也、過十六日より八專初日、終日雨ふり、

一米式升五合^ニ成、少々下ル、佐沼辺ハ三升五合^ニ成よし^ニ聞へ候、

一大麦、当地辺小廿三・四貫文、小麦ハ三拾貫余、

一濁酒ハ大七拾文より六十五文、此節之酒ハ不宜候、

一セうゆ壺盃八拾文位 瓜壺ツ大四十・五十文位、

芝居^ニ而ハ、存之外菓子類・餅等存之外不売、至^而高直故、人々弁当・餅等
持参ス、

芝居中折々時雨^ニ而、天氣不定、不宜候所、十九日迄五日程興行致候利分ハ、
如何損^ニハ相成間敷候由、酒者能売候、廿日快晴、上日和也、仍^而朝夕ハ大^ニ
冷氣^ニ成、廿一日弥々冷氣強シ、秋冷^ニ落付、日和続、田畑共^ニ弥々宜実入^ニ
成由也、大こんハ虫付^ニ而多く、痛損し、八月^ニ成候^而、稻等実入宜事、珍敷
年也、

廿二日^{曇り}・三日雨風在、式百廿日^(彼岸)も十六日首尾能打過申候、

廿四日社日、天氣能、廿五日日寒^ニ入口、天氣宜候、併此間弥々朝夕大^ニ冷氣^ニ
成、穀物段々緩^ニ成由也、肴類ハ不漁^ニ而高直、小鮪壺疋大七^ニ式百文、

廿六日庚申天氣能、廿七日も上天氣、日(彼岸)かん中八專中、

廿八日中日、小雨終日降る、昨日より暖氣、田畑共ニ上作ニ成、人氣直り、祝ひニ而、所々真糰ヲ搗、佐沼町ハ五升壹歩ニ下る由也、当町ハ貳升半、未タ下下、氣仙沼も下り、貳升五合、当町同様、

一生糸者、横浜不印ニ而下落、當時此辺も一円買人參り不申、地方取引無之、揚りまゆハ兩ニ壹貫目位、口糸兩ニ貳百目位、真綿兩ニ上八十目より、下百廿目迄、何レ不安候、

一九月朔日(甲子)きのへ子ノ日也、終日(マ)雲り、二日朝より四ツ頃迄同く曇り、此間毎

日天氣替、雨多シ、八日昨夜より大雨、今日赤坂觀音尊像、下寺田入寺へ御

入仏、同寺之持ニ成、八幡宮赤坂江御遷宮御取替ニ成而、妙樂院ノ持と成、
彈弓院
神仏持前別ル、

九日節句、竹駒明神御祭礼馬乗の祭を致候事、天氣宜、事相濟候、

十日曇り、何分不天氣多し、日和不続候、

一栗者、升凡大せん七拾文位、高直也、

九月十五日朝夕冷氣強シ、十六日朝相応之霜下る、煙草江些々当ル、併多く霜前ニかき入、弥々冷氣、何分雨氣勝、未東風多、曇り勝ニ而、快晴少シ、十七日日和ニ成、

一寺地々々并元御屋敷等へ御竿入ニ成由也、

尚又当稲作毛江御田地見ニ成、宜敷作と者申せ共、此近年ニ而ハ能七・八分通並シニ見而ハ、七分位之作、可成と申候、

大根者虫付多く、不作也、外岡畑物ハ宜、

一塩者不足之年柄ニ而高直、氣仙沼ニ而、老俵七・八月初迄ハ七貫より六貫文位之所、此節八貫位ニ上る、御旧領之節ハ、山々野山百姓方ニ而自由かり切方致、塩焼の木と成居候所、此節之御法ハ、御払ニ成而、山主付と成故、前々之様切方不成、不自由ニ而、買切用候間、塩焼之木高直ニ而、為夫か塩高直と成、

此御仕法先々ニハ劣ルと申候、芋の子壺升大七拾文位、

一十八日雨夜風雨、大嵐ニ成、所々破損多シ、川々洪水、川筋押倒され、所々痛ム、田畑物共ニ流失、外萩^(庭)并蕎麦、さゑん^(菜園)もの大ニ痛損シ、秋中は迄嵐無之候所、此度一概ニ嵐而痛、十九雨晴而、風不止、終日風吹、暮ニ成而も不止、夜五ツ時より漸々止む、今年一番之嵐なり、廿日快晴ニ成、誠ニ蒔付致候大麥も押流れ候也、又蒔直シ可成候、

一新米者、小手物今日下り、三升壺歩ニ成、

十八・九日之嵐ニ而、所々破損、田畑流失、痛不少、

廿四日雨、廿五日より快晴、保呂羽山御祭至^而不盛なり、其後日和続き、誠上日和、暖気也、此間霜ふり、

十月朔日上々日和、此間八日和続^而宜、

錢相場、小両ニ拾壹貫五百文ニ下り、御触也、

何様之訳ニ而被下候哉、小売物弥々高直、困り候事也、壹歩ニ壹貫八百七拾五文、

一新札多、尚錢札百貳百五拾文、札より五拾文の札迄被相出候ニ付、錢下直ニ成候事ニ見へ候、小売物困り候事也、

八日、此頃者引続日和ニ而、麦蒔方宜、先蒔者生立宜候由、此節も蒔方多シ、葉山・愛宕山近辺元御林、百姓地ニ願下シ、御年貢(荒野)こふやニ而、向寄之者申受、専ら畑ニ起シ候事也、

一米者三升壹歩 一芋のこ六拾文位成

肴者不足ニ而、ふくらい子と申品、壹疋百五拾文位、高直、

十八日戎子構(議)、町至而不盛、雨ニ成、十九日同様、小雨ふり、存之外暖氣、長ふり無之、半日ツ、之雨ニ而宜、日和続ニ而、麦蒔も仕舞ニ成、稲かりも有之、併弥々朝夕ハ寒シ、廿日者日和、廿一日朝霜ニ而、大ニ寒冷也、

一米者、当分直段不替、三升壹歩

一肴類不足高直 一とふふ大せん廿文

一いものこ壹升八拾文、七十文、大せん也、

戒子構祝（書）ひの賄ひも、儉約専らなり、

稲も大こんも盗まれ、所々番人在、大こん当年ハ虫付ニ而、一円不取家在、何レ不作之方、手前ハ相應ニ宜、廿六日六・七拾駄取納、所々江進物遣、

此間者取会（カ）不天氣、半日ツ、雨ふり、夜中殊ニつよし、川々出水、御用ニ而行、

廿八日、永沢氏石之卷より戻り立寄、

同所ハ米壹俵（小）代六拾五貫文、則壹升六百五十文、代相庭両ニ拾壹貫百文位、

当町ハ拾壹貫五百文 肴不足高直、

一てつち壹本大廿五文 一らうそく百文

一料紙壹帖小せん百文

廿七日庚申、同日より廿八日雨、廿九日晴、小ノ月、

閏十月朔日、四ツより晴、二日朝霜、上日和、

一生糸之義、夏中より尔今一円買人無之、持人一統迷惑、弥下落ニ可成事也、
上方如何、不売候物ニ相聞へ、買人不下、追々如何、

此生糸不売成義ハ、御大名様方国々被召上、皆様公家と成、西京都、東京と、
式ヶ所之朝京ニ成、御家中諸士も至而小身微祿と成、絹布入用十分壹ニ成、
平人共ニ綿布を多用ゆ、依而仕出方不足、不売、織屋糸方商人大るニ衰微ニ成、
依而ハ異国・外国江不売事ニ而者、古之直段ニ可相成哉と存られ、咄合候、当
年之糸一円未_キ売れ不申、糸持人太_キ困り、金通至而不融通、金不足之世_キ
相成候、諸品不安、直段、

此月下旬ニ成、大ニ寒氣之模様、併寒暖不同、折々小雪ニ而、大雪無之、

十一月朔日冬至ニ成、併南風ニ而、暖氣ニ成、前夜雨、今昼晴、日和ニ成、暖氣、
二日日和、夜雨、三日晴、暖キ、去年之冬至も右同様なり、冬至入より如此、
不面節不相応也

一穀物類未夕不落、直段睨不承候、

三日市

一米四升壹歩位 小売壹升小セシ七百文

一白麦、米直段と米同様

一大ツ壹俵廿貫文位、小セシ金ニ而ハ凡七百文位、

一蕎麦ハ売人無之、家々ニ而用ゆ、

一とふふ壹丁大セシ拾六文

一せうゆ壹盃大百文位

一油 壹盃大三百文

一大豆上納方金納ニ相成候由、追々下直ニ可相成候容子、

一米之方買納ハ如何、正米上納ニ候哉、

一生糸之事、愚老床中ニ有、睨与之事漸々承候、此頃者糸買人も在之、売立候

直段ハ、金四百両より三十両位迄売立、何分錢勘定通用ニ成、存之外高直、

何分異国向ニ成由と、

一手前ニ而も別段錢取無之候哉、店仕込も少ニ而、前々之様不成、

併米高直ニ而何方も不売

糶室行ニ成、四日健ル、(ママ)此間ハ日和ニ而暖氣成故、急ニ立、夜雪ふり、薄雪ニ而、

五日晴、雪流れ、

此頃冬至中ニ候得共、寒氣も薄く、夜々小雪、併段々と寒成、

十五日、式・三日前より寒氣ニ成、十四日・十五日大なる寒氣強ク成、雪式寸・三寸、十六日も同様、

一当年之作毛ハ、東山六分位見当、南御郡ハ七分位之由、

右ニ付格別下直ニ不成、米一升東山小せん七百文、南御郡ハ六百文位、

一錢至而不定、壹歩ニ小せん式貫八百文より三貫式百文迄、大下落ニ而、諸品
弥高直、困り候、

一濁酒者一盃大ニ而五拾文、

近頃者、糯屋濁酒糶入方流行、何方共ニ数多ニ成、尤一渡世也、凶年同様、

大麦・大こん不作ニ而一円不取者共数在之、一統難義いたし候、

一先日より、元一ノ関様御知行所小梨村より、隣村摺沢迄、百姓中 御上様へ

御願有之由、一騎起り、当方、徳田村肝入衆へ出、大なる騒ぐ、当村肝入衆五・

六人御牢入ニ成、検断衆・与頭中相詰候、東京へ達、未夕御下知無之、

当月初四日、飯(飯野川)の川町一字焼失、

一当月小雪計^ニ而、雨も無く、雪も不足、併寒氣ハ此頃弥寒く、廿八日より尚々騒く、相応之寒なり、冬日照、雪少々ツ、折々降候、都而氷り候、

十二月朔日、二日、尚寒し、天氣ハ宜候、其後も相応之寒氣、何分雪ハ小雪^ニ而、薄雪計、諸相場直段不相替高し、

一米者四升壹・貳盃

一大ツ大セん五貫文位

一小麦不足^ニ而、醬油方休同様、

尤高直成故^ニ手前造り多し、

一濁酒者大五拾文、糶ハ七十五文、

一清酒造方相成、新酒売方^ニ成、

皆清殿并橋本、か、や、

一手前^ニ而ハ糶入方致、売初相応、能く相出候^ニ付、相応^ニ売、糶共^ニ売候、

一食物之類、存之外売候、

一肴類至而不足、高直

いわし十疋大三十六七文

廿五日夜暖シ、雨ニ成る、廿六日晴、曇り、風ニ成、又雪ふり、廿七日之朝迄凡三寸位、雪風寒し、

一千厩永沢茂兵衛、為御用之東京へ閏十月中旬ニ上り、十二月廿日下着ス、

□御上為御登金ニ而、近辺之生糸四駄程買入、御上御仲間ニ成、為登候所、福島ニ而望人在、売払、少々利ニ成申候、

■八日雪、嵐寒し、相応之寒気也、雪ハ夜々朝々、薄雪也、冬日照之様也、当月者小二而、直ニ大晦日と成、

一米者両ニ壺斗七升書上

小売壺升代七百五十文位
小せん

壺歩ニ四升壺式盃

一大豆壺俵廿四貫貫文位
(ママ)

一代相場両拾壹貫文 小せん也

市中は一統大せん取引

一油式盃壹歩也 壹盃大四百文位

至而高直、不売と申候、

一肴類尤不足、高直、

年取肴不買、神前江上ル賄之分いわし、塩鱈、田作杯、誠ニ少々ツ、

一元日餅内々賄分之外、至而不足、親類中之遣取も無之、無異儀分計り遣、矢

張凶年同様、

一詰商ひ方至而不足、誠不景氣なり、近年引続諸物高直、難儀之世柄、

一生系残り物、相応ニ売候、四百両位、押詰ニハ買人無之、三八位迄、少々売、

残り糸在之候、